

# **学校における防災教育指針**

**—東南海地震等の災害発生に備えて—**

**鈴鹿中学校・高等学校**

## はじめに

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、マグニチュード 7.3 震度 7 の直下型地震により近畿圏では死者 6,000 人を超える大被害となりましたが、平成 23 年 3 月 11 日に東北・関東地方に群発して起きた東日本大震災はマグニチュード 9.0 という想像を絶する地震に津波等も重なり、死者・行方不明者約 3 万人という未曾有の災害となりました。

多くの方々が不安を感じ、将来を憂えている現状にあります。

私たちは今、この事態をどのように認識し、私たちの住む地域においても、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が 85% 以上となっており、この状況にどのように備えるべきかを深く考えなければなりません。

そこで、今感じている不安に対して、正しい認識を持ち、本校においても来るべき東海・東南海地震等に備え、学校防災計画を再構築し、被害を最小限に食い止める防災教育に努めてまいる所存です。



## 目 次

1. 防災体制 … P.1
  - (1)平常時における防災組織(学校防災委員会)
  - (2)災害発生時における応急対応組織(学校対策本部)
2. 教職員の緊急動員計画 … P.4
3. 災害発生時別の生徒の安全確保(教職員の緊急マニュアル) … P.5
  - (1)在学中の対応例
  - (2)登下校中の対応例
  - (3)学校外の諸活動中の対応例
  - (4)勤務時間外の対応例
  - (5)引渡しマニュアル例
4. 東海地震各情報発表時の対応について … P.11
  - (1)東海地震注意報発表時の対応フロー
  - (2)緊急地震速報が放送された時における主な対応フロー
5. 避難(防災)訓練 … P.14
6. 学校施設設備の点検(学校再開について) … P.16

## 1. 防災体制

東海・東南海地震等に備えて、平常時から教職員の防災に関する意識の向上、防災教育・訓練の実施、施設設備の管理等を行う体制を定めておく必要がある。

また、災害発生時における非常体制について、初動体制はきわめて重要であり、教職員や生徒・保護者が十分熟知しておくことが大切である。

### ◆平常時における防災組織

学校長・教頭・防災担当者で構成し、学校における防災に関する計画策定及び見直し、防災に関する取り組みを推進する。

- ◇委員長 … ◎学校長
- ◇総務・施設・設備点検担当 … ◎副校長・教頭
- ◇防災教育・避難訓練担当 … ◎防災安全委員会

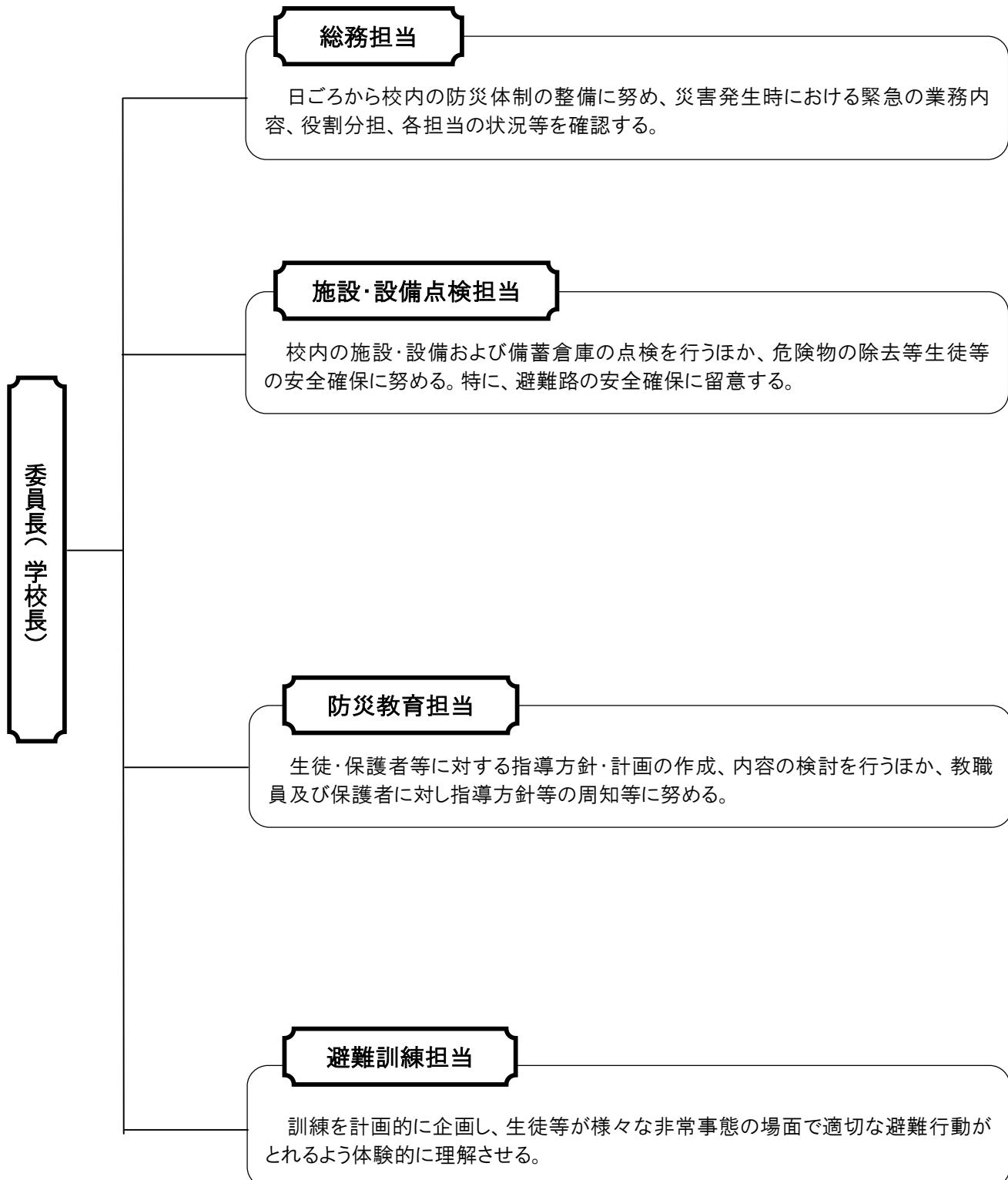
### ◆災害発生時における応急対応組織(学校対策本部)

初動体制はきわめて重要であり、学校長は災害発生時に学校対策本部を早急に組織し、被害を最小限に食い止める必要がある。

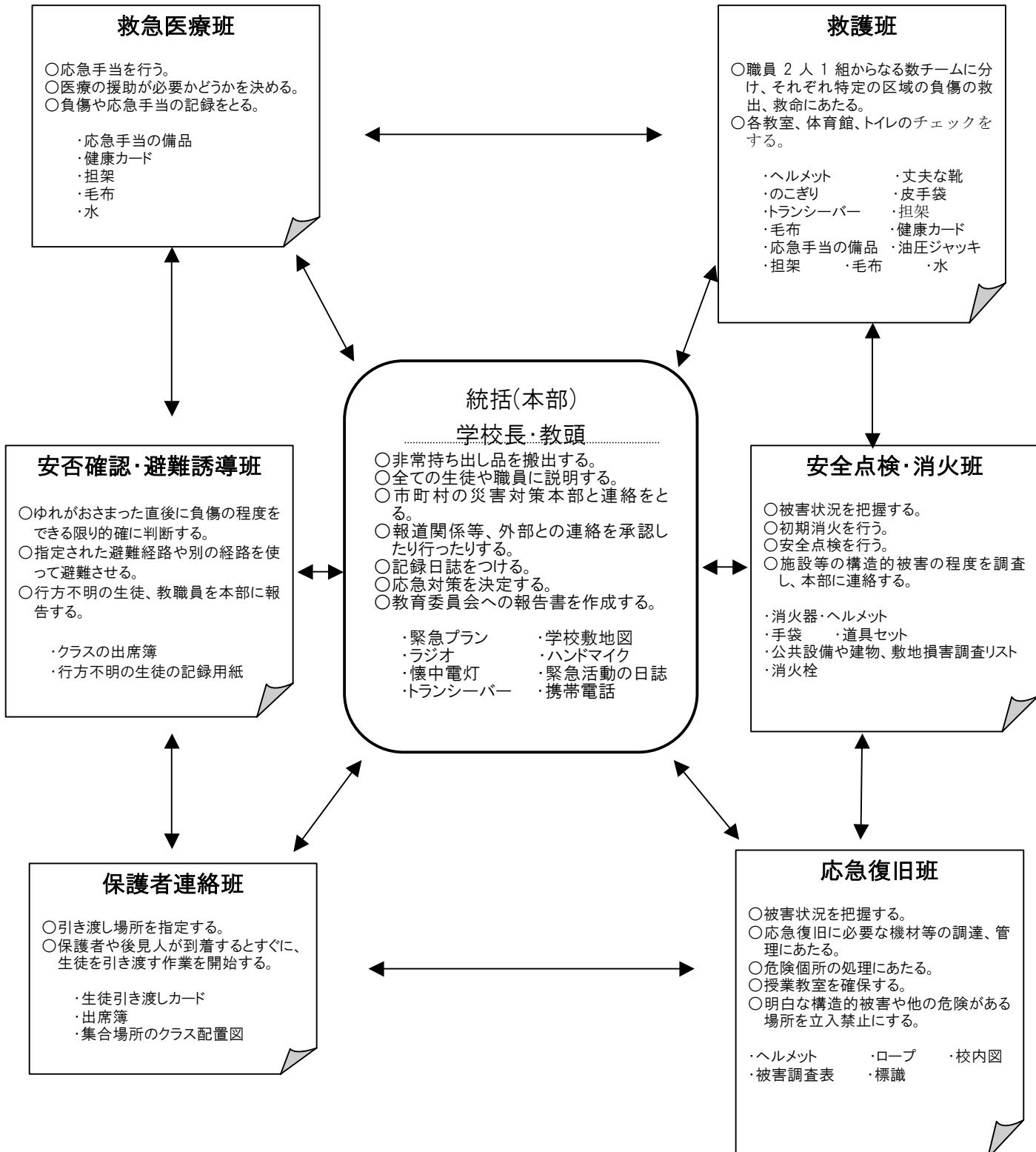
- ◇本部長 … ◎学校長
- ◇総括班 … ◎副校長・教頭
- ◇安否確認・避難誘導班 … ◎総務部長
- ◇安全点検・消火班 … ◎教務部長
- ◇救護班 … ◎体育科、クラブ顧問
- ◇救急医療班 … ◎養護教諭、保健主事
- ◇保護者連絡班 … ◎各学年主任、各クラス担任
- ◇応急復旧班 … ◎事務長

## (1) 平常時における防災組織（学校防災委員会）

学校長、教頭、防災担当者で構成し、学校防災に関する計画を査定するほか、日ごろから学校における防災体制の充実に努める。



## (2)災害発生時における応急対応組織(学校対策本部)



## 2. 教職員の緊急動員計画

### 1 緊急動員計画(基準)

#### (1)震度5強以上の地震が発生した場合

	勤務時間内(校内)	勤務時間内(出張中)	勤務時間外
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	でき得る限り早期に出勤し配備につく

※比較的短時間で参集できる教職員を、初動体制を確立するための要員として定めておくとよい。

#### (2)東海地震注意情報または東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合

	勤務時間内(校内)	勤務時間内(出張中)	勤務時間外
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	学校長の指示に従う

#### (3)風水害等の場合：学校長の指示に従う。

##### 【留意事項】

- ・参集にあたっては、自分自身及び家族の安全の確保、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流失・損壊などに注意する。
- ・参集にあたっては、3日程度の飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、着替え、雨具、季節に応じた防寒具などを携帯する。

### 2 非常体制時に行う業務

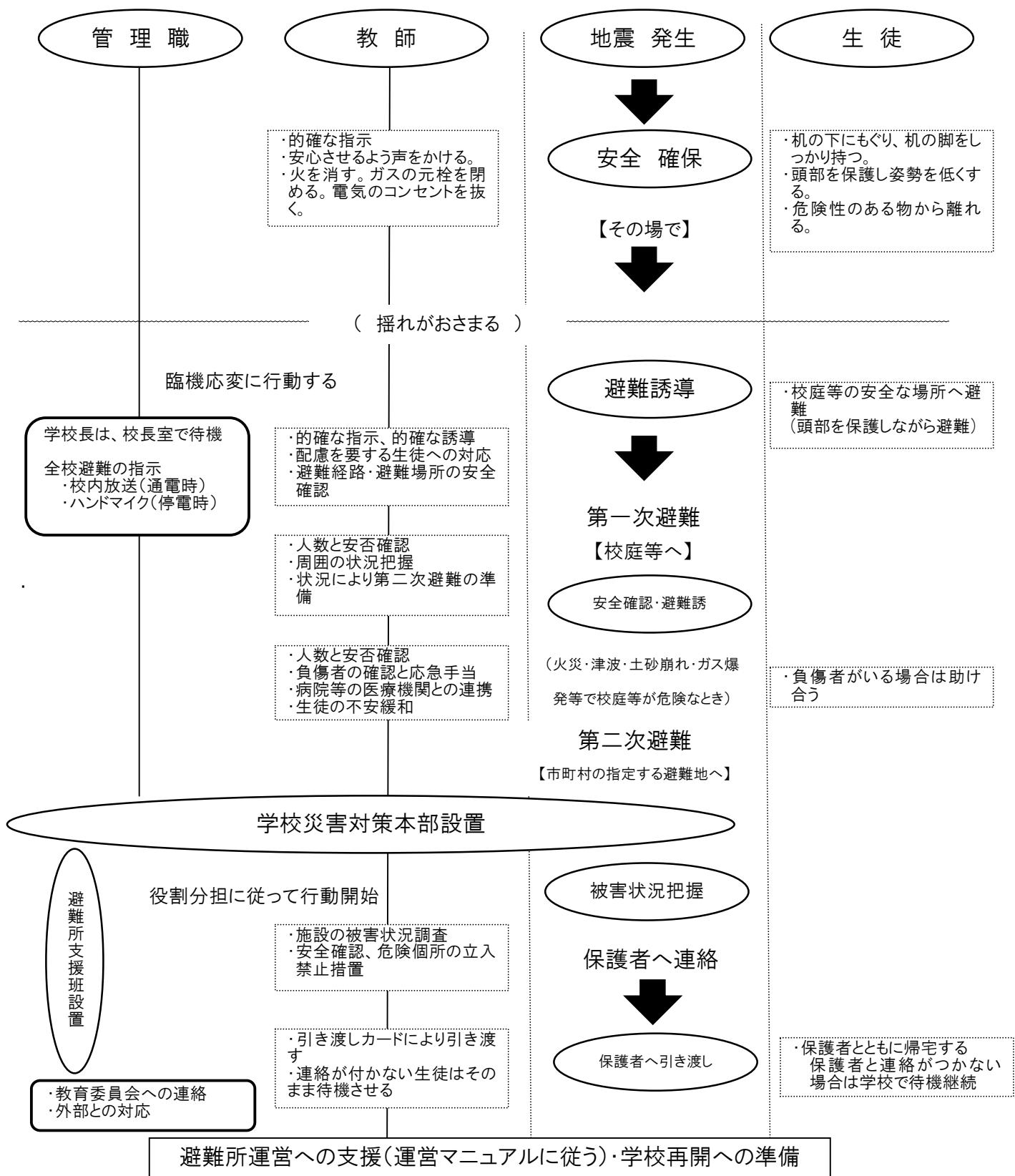
- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ①生徒の安全確保        | ②災害に係る情報収集    |
| ③人的被害や物的被害の確認   | ④教育委員会等への被害報告 |
| ⑤被害に対する対応       | ⑥教育再開に向けた対応   |
| ⑦避難所が開設された場合の対応 | ⑧その他災害に係る対応   |

### 3 非常体制の規模縮小や解除

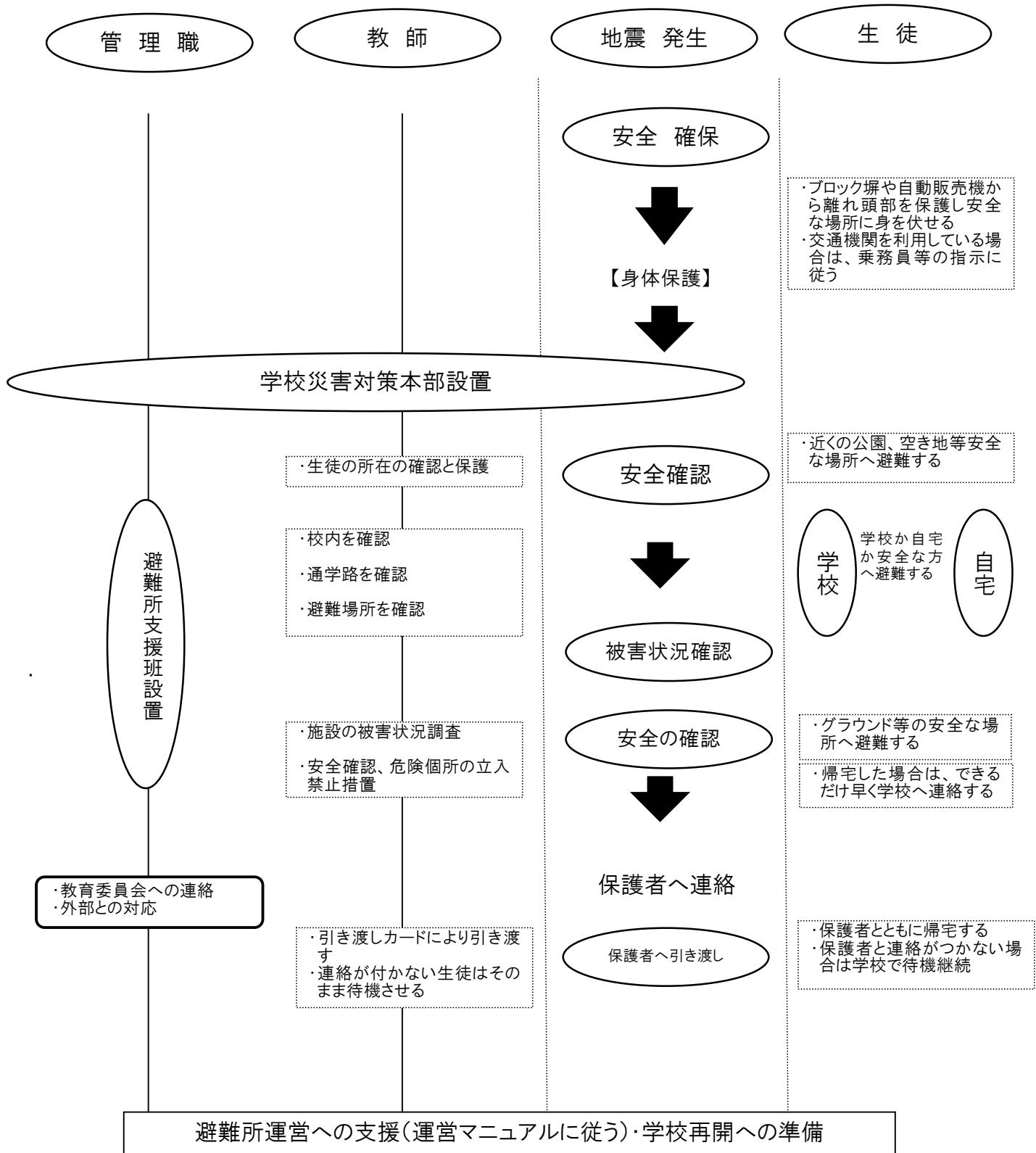
震度5強以上の地震が発生した場合において、地震の規模や被害の状況等を踏まえたうえで、それぞれの学校に人的・物的被害がないことが確認され、災害対応の必要がない場合や、被害はあったものの必要な対応が完了した場合は、校長判断で、非常体制の規模縮小や解除ができる。

### 3. 災害発生時別の生徒等の安全確保(教職員の緊急マニュアル)

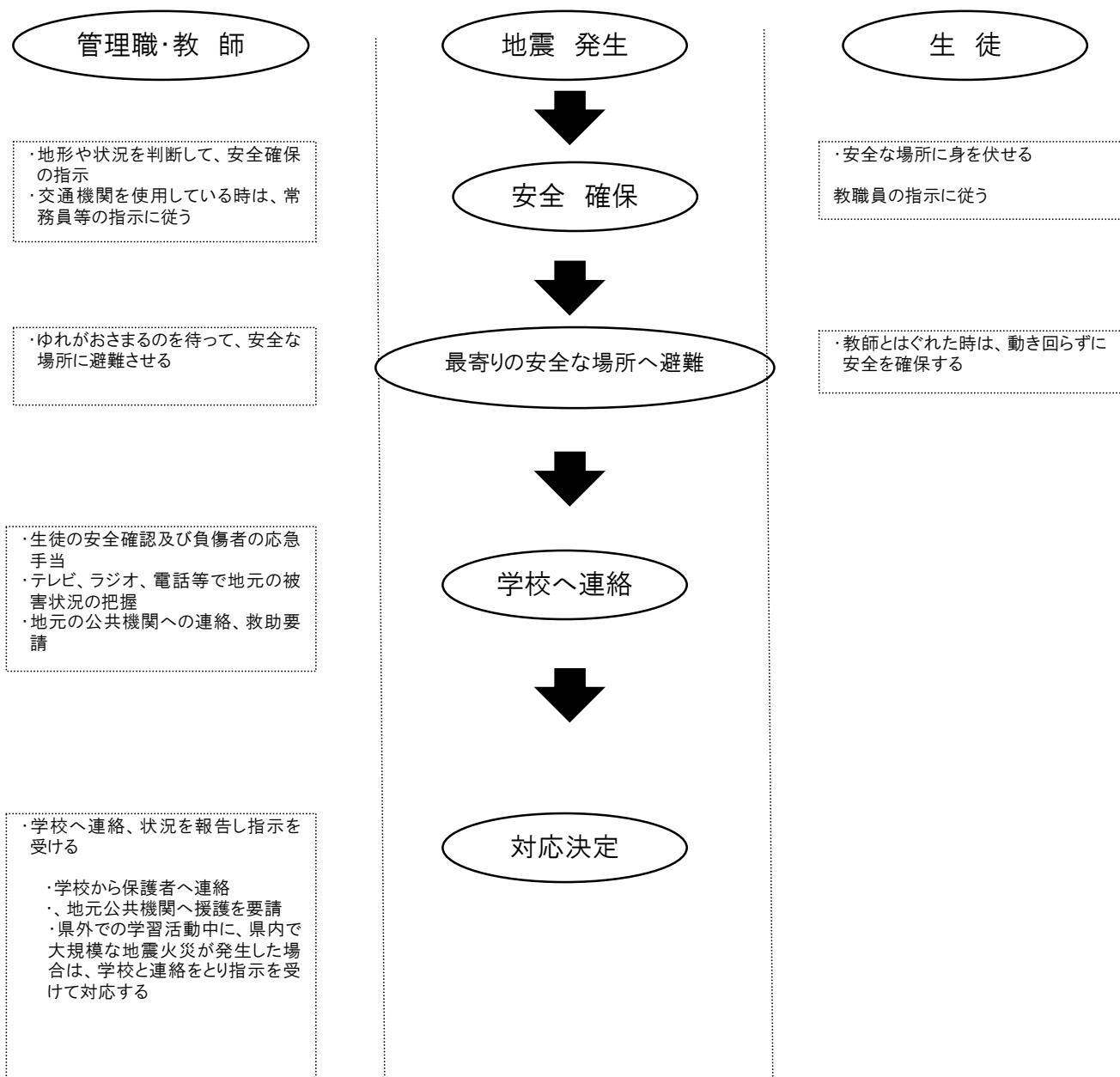
#### (1)在校時の対応例



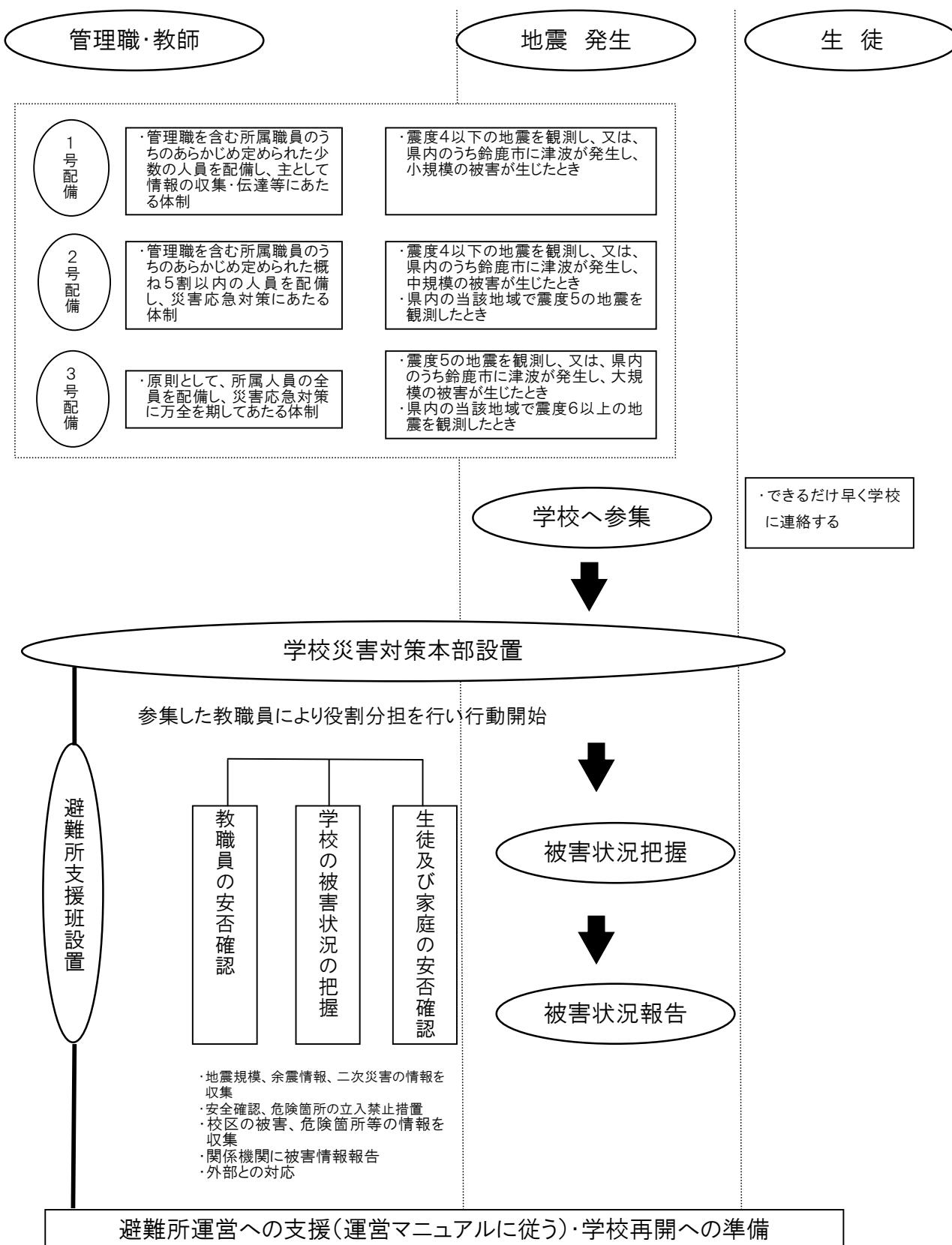
## (2)登下校時の対応例



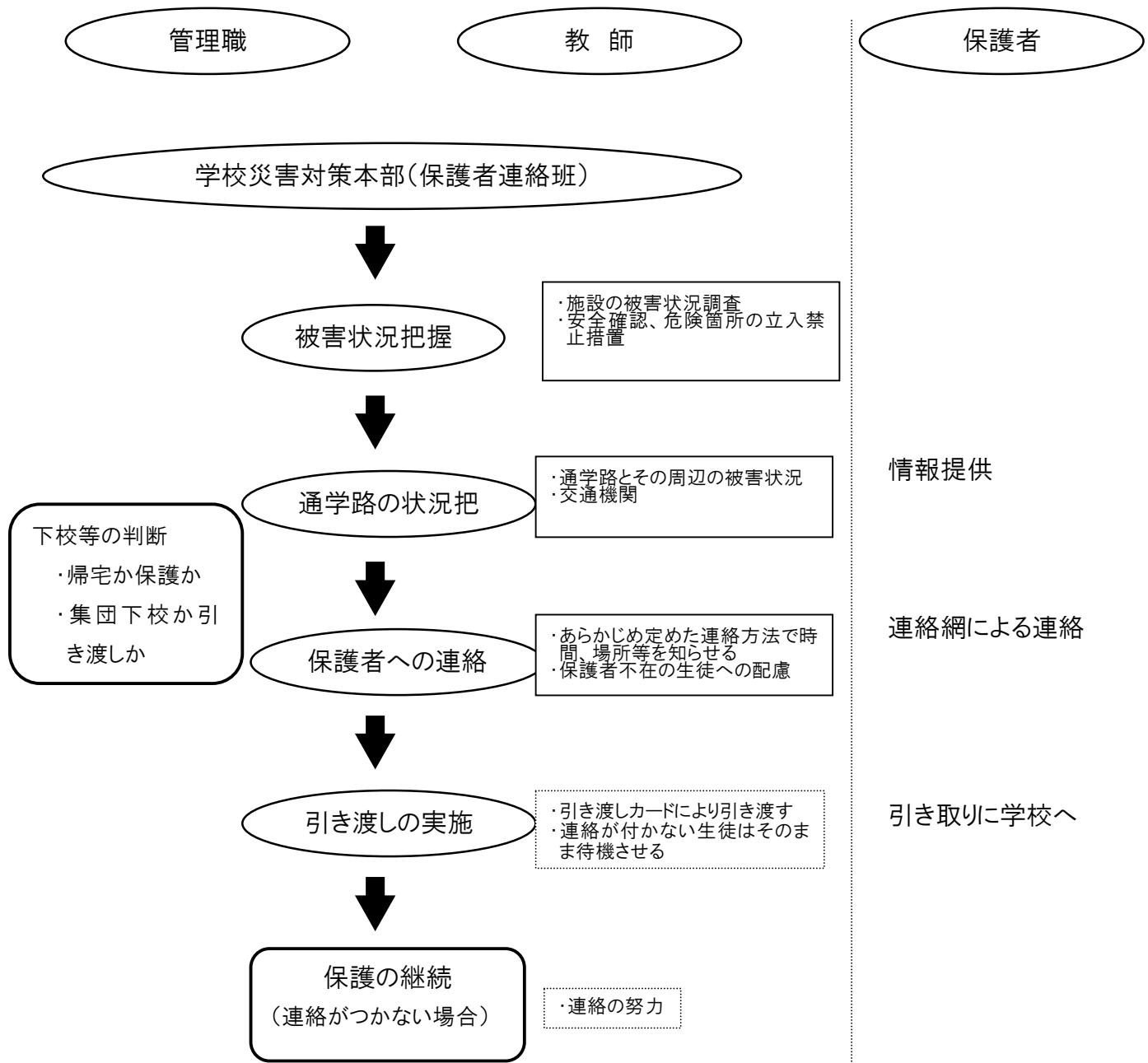
### (3)校外活動時の対応例



#### (4)勤務時間外の対応例



## (5)引き渡しマニュアル例



### 留意点

- ・引き渡した教職員、引き取った保護者が共にカードに確認の署名を行う。
- ・保護者の迎えが遅くなっている生徒の精神的ケアに努める。

## 生徒引き渡しカード・緊急時連絡カード

生徒名		記入日	平成 年 月 日	いずれかに○
			年 組 席	男 女
自宅住所				
電話番号	自宅番号		携帯番号	
保護者名			生徒との 関係	父・母・その他( )
兄弟・姉妹 本校在籍者	いれば右に 記入	年 組 席	年 組 席	
		名前( )	名前( )	
保護者 緊急連絡先	勤務先など自宅以外の場合は下に記入			
	勤務先住所			
	勤務先電話		保護者携帯	

\* ↑上の太線内を記入してください。

引取り者名		生徒との 関係	父・母・その他( )
避難場所 いずれかに○	<input type="checkbox"/> 自宅に避難		
	<input type="checkbox"/> 避難所に避難 [名称 : ]		
避難所連絡先 電話番号( ) -			
引渡し日時	月 日 時 分	引渡し 教職員名	

### 引き取り者がいない生徒への対応

- ①生徒が引き取られるまで、安全な場所にあつめ、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。
- ②必ず教師が側につき、生徒に安心感を与える。
- ③落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、家族が不在の場合は張り紙をしておき、引き取り者が来るまで学校で預かる。
- ④子どもには不安感を抱かせないように配慮する。
- ⑤電話が回復すれば、勤務先又は緊急連絡先に電話する。

## 4. 東海地震各情報発表時の対応

### ・「東海地震に関する情報」の種類について

東海地震に関しては、平成23年3月24日より、その危険度に応じて、危険度の高い順に「東海地震予知情報＝警戒宣言」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関する調査情報」の3種類があります。従来の「警戒宣言」の発令によって予想される混乱を、早期からの準備行動によって回避しようとする目的です。状況に応じて、自分はどのような行動をすればよいか、家族との連絡方法や待ち合わせ場所など、家庭でよく話し合っておいてください。

### ・各情報発令時の本校の対応について

#### 1. 「東海地震に関する調査情報」発表時の対応

原則として授業を行うが学校行事等については、関係機関の勧告によって中止する場合もある。

#### 2. 「東海地震注意情報」発表時の対応

##### ① 授業中の場合

東海地震注意情報が発表された時点で、すべての授業・学校行事を中止し、関係機関と連絡をとり、下校か学校待機か判断する。下校と判断した場合は、全校集会等によりその後の行動について連絡徹底した上で下校させる。なお下校時はなるべく集団で下校させる。

##### ② 在宅時の場合

全生徒は登校を見合わせ、自宅待機する。避難対象地区内に居住する生徒は、警戒宣言が発令され次第、避難場所へ避難できるよう準備する。他の生徒も各家庭で耐震対策等に当たる。

##### ③ 登下校時の場合

登下校の途中、東海地震注意情報の発表を知った時点ですみやかに帰宅する。

#### 2-1. 東海地震予知情報“警戒宣言”が発令されない場合

地震防災対策強化地域判定会で、「観測データの異常が東海地震に結びつかず、当分の間警戒宣言の発令はない。」と結論された場合は、原則として結果発表の翌日より平常授業の体制に復帰する。

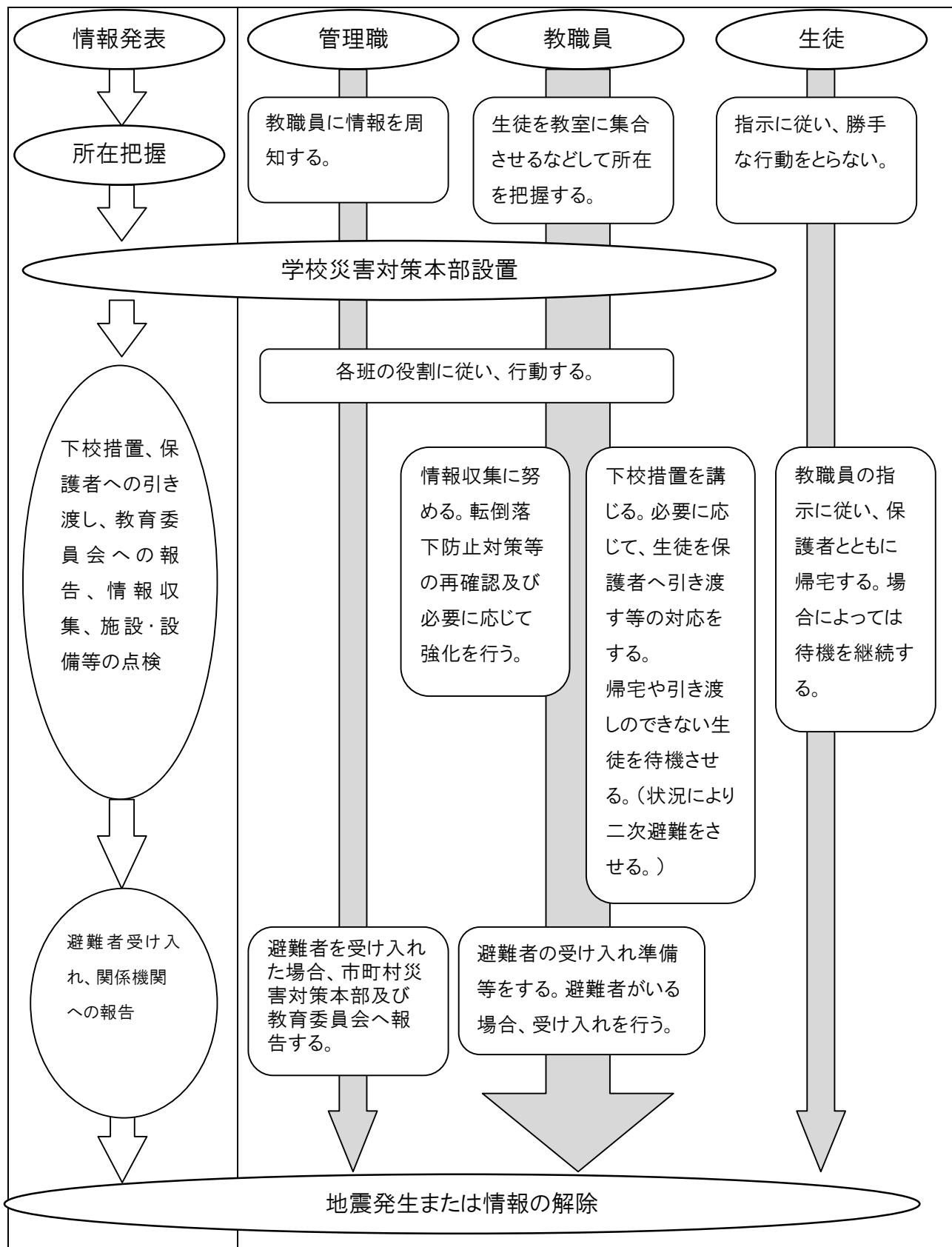
#### 2-2. 東海地震予知情報“警戒宣言”が発令された場合

警戒宣言は、今後、数時間から3日以内に大地震が発生することが予想されるという警報である。生徒は自宅待機し、特に避難対象地区内に居住する生徒は自治体の勧告に従い、避難場所へ避難する。他の生徒も各家庭で耐震対策等に当たる。

#### 2-3. 東海地震予知情報 “警戒宣言”が解除された場合

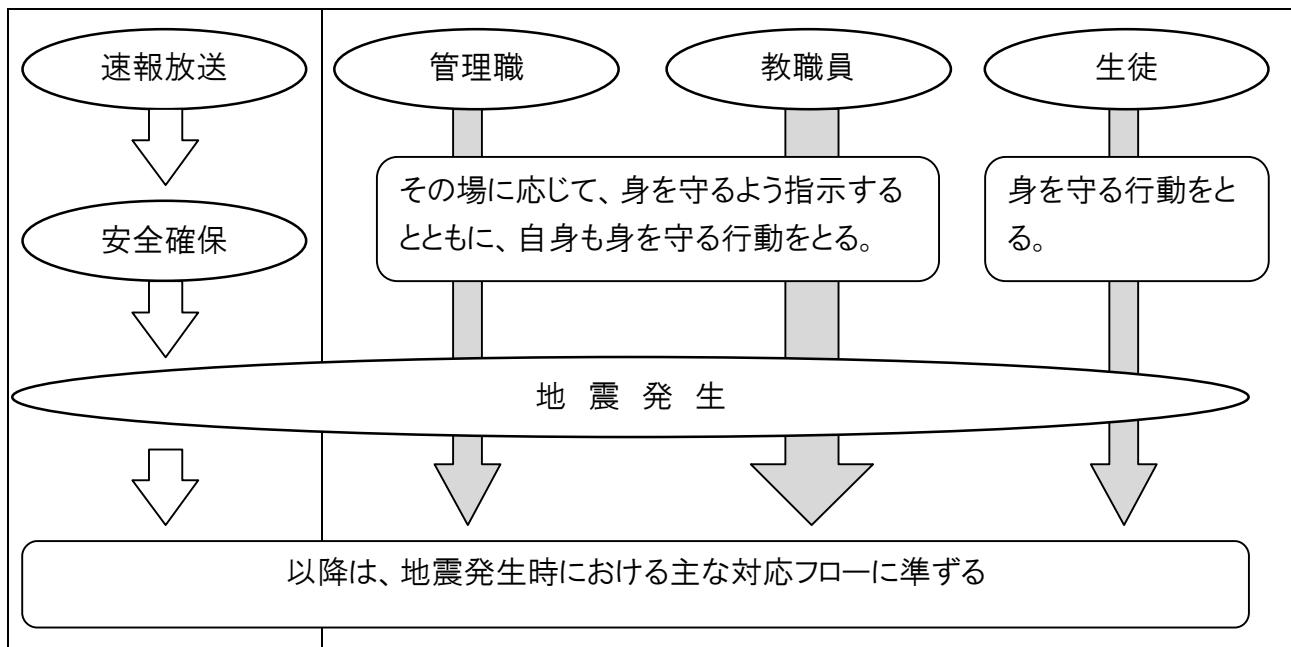
原則として発表の翌日より平常授業体制に復帰する。ただし、交通手段の確保が困難で登校できない場合は、学校に連絡すること。

(1) 東海地震注意情報発表時の対応フロー



※ 原則として発表の翌日より平常授業体制に復帰する。交通手段の確保が困難で登校できない場合は、学校に連絡すること。

(2)緊急地震速報が放送された時における主な対応フロー（在校中）



(3)緊急地震速報が放送された時の対応（在校中）

	授業中の対応	休憩時の対応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放送が流れたらすぐに、地震発生時と同様に、その場に応じた適切な行動をとるよう指示する。</li> <li>○落下、転倒の危険のあるものや、窓ガラスなどからできるだけ離れ、机の下に潜り、机の脚をしっかりと持つように指示する。</li> <li>○身を隠すところがない場合は、手近にあるカバン、本、座布団などで頭を覆い、しゃがんで身を守るよう指示する。</li> <li>○パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。</li> <li>○時間的に余裕がある場合、脱出口を確保したり、火を消したりするよう指示する。</li> <li>○揺れが早く来る可能性があるので、余裕を持って行動を完了するよう指示する。</li> <li>○揺れが遅れて来る可能性があるので、カウントダウン終了後もしばらくそのまま様子を見るよう指示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近くにいる生徒に身を守るよう指示し、パニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。</li> </ul>

※近くに教職員がいない場合も、上記に準じて安全確保、避難等の行動をとれるよう、日頃から生徒に指導しておく。

## 5. 避難(防災)訓練

### (1) 訓練実施にあたっての留意事項

#### 地域の実情に応じる

時期・回数・内容等は、学校種別や地域の実情に応じ、他の安全指導との関連を考慮して設定する。海岸の埋立地・池の埋立地・盛り土、海岸地域・崖の上、崖の下等にある学校は、津波、液状化、浸水、崖崩れ等の二次災害も考慮する。学校が工業地帯に隣接したり、木造住宅が密集している市街地にある場合は、爆発や大火の二次災害の発生も考慮する。

#### 事前指導を充実させる

事前にその意義を生徒に十分理解させ、「自らの命は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に教職員は明確な指示をするとともに、頭部の保護を徹底させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う。

#### 多様化を図る

屋内消火栓、救助袋、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用して、緊迫感、臨場感を持たせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫する。また、地震により校舎等の継ぎ目や渡り廊下等に損壊が多くなることが予測されるので、様々な被害状況を想定し、幾通りかの避難経路を設定しておく。

#### 役割分担を明確にする

教職員一人一人が役割分担(指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等)や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

#### 家庭や関係機関等との連携を密にする

地域防災計画に基づき、所轄消防署や防災機関等との連絡を十分に行うとともに、PTA、自主防災組織等との合同訓練も実施するよう努める。また、生徒と保護者との連絡方法や状況に応じた引き取り方法、帰宅方法を事前に保護者と十分協議して決め、地域の協力も得られるようにしておく。

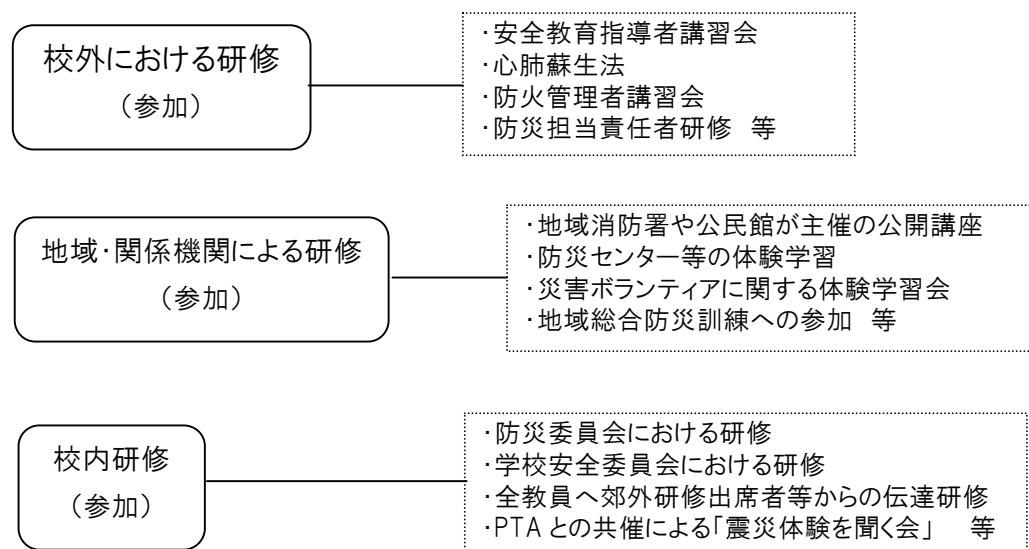
#### 評価を行い次回に生かす

実施後は必ずその評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点を反映させる。

## (2)教職員の防災研修

### ①教職員研修の例

学校における防災教育の推進は、第一義の生徒の安全を確保するため、まず、教職員の意識高揚を図り、指導体制を整えることが先決である。そのため、教職員の研修の充実に努める必要がある。



### ②校内研修の例

○○学校校内防災(救急)研修会

1 目的:生徒が災害時に負傷した場合の応急手当に関する基礎的な知識・技術を習得し緊急の事態に備える。

2 日時:△△△△年△△月△△日 △△時~

3 場所:ベルアリーナ

4 参加者:全教職員、保護者有志

5 内容:

- (1)心肺蘇生法(講師□□消防署 救急救命士)  
⇒人工呼吸、心臓マッサージ
- (2)負傷者の運搬法(講師□□消防署 救急担当者)  
⇒担架による運搬、椅子、毛布などを用いた運搬
- (3)手当の基本(講師□□中学校 養護教諭)  
⇒患者の観察、寝かせ方、保温・加湿等の方法
- (4)止血法(講師□□高等学校 養護教諭)  
⇒直接・間接圧迫止血法、止血帯の仕方
- (5)骨折・脱臼等の手当て(講師□□高等学校 養護教諭)  
⇒副子(添え木)のあて方等

## 6. 学校施設設備の点検(学校再開について)

	学校の対応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設・設備の安全確認を行うと同時に整理を行う。</li> <li>・理科室など特別教室の危険物の確認と応急処置を行う。</li> <li>・危険箇所の確認と立入禁止区域の設定を行う。</li> </ul>
ライフラインの点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン(電気・水等)が使用できるか点検し、必要な処置を行う。</li> <li>・ガス会社の点検があるまで、ガスの元栓を閉めておく。</li> <li>・給水タンクの残り水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる。</li> <li>・プールの水は多くの活用例があり、生活用水としての使用方法も検討する。</li> </ul>
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎が使用可能かどうかの決定は、専門家の調査結果を待つ。</li> <li>・施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。</li> <li>・教育委員会、災害対策本部と連絡をとり、災害の概要やその他の情報収集に努める。</li> </ul>

### 危険箇所の判断は誰がどの基準で行うか

建物の危険度判定は専門家に任せなければならないが、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立入禁止の判断や指示は、原則として学校長が行う。

施設・設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこにどのような損傷が新たに発生したかをすみやかに発見できるようにしておくことが大切である。

構造上の問題としては、柱・梁・壁の損壊である。

#### \* 鉄筋コンクリート

柱・梁 = 鉄筋が見える、深い亀裂

壁 = 大きく深い亀裂、×字形の亀裂

#### \* 鉄骨造り

柱・梁 = 折れる、ねじ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ

壁 = 破損があっても柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

#### \* 木造

柱・梁 = 傾く、接合部が外れる

[学校安全度評価]

- 学校安全委員会もしくは防災委員会のような組織をつくり、日ごろから学校における防災体制の整備や防災教育の推進体制の充実に努めていますか。
- 災害が発生したときに充分対応することができる「学校防災本部」等の組織を備えていますか。
- 学校の所在地が地震による津波や山・崖崩れの予想される地域にあるかどうか知っていますか。
- 津波や山・崖崩れの予想される地域にある場合、警戒宣言が発せられるとすぐ避難しなければなりませんが、避難する場所や経路を決めていますか。
- 避難が必要となったとき、学校の重要書類や生徒名簿は、すぐ持ち出せるようになっていますか。
- 非常時における教職員の役割分担を明確にし、指導を徹底していますか。
- 避難地や避難所となっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されていますか。
- 生徒や教職員への非常時の情報伝達方法(緊急連絡網の作成など)、その広報内容(連絡文)について準備していますか。
- 保護者に対して生徒の引き渡し方法などについて普段から周知徹底していますか。
- 非常時に情報を得るテレビ、ラジオ、同報無線受信機などを備えていますか。
- 校舎、体育館、屋内施設やブロック塀などの耐震診断の結果を知っていますか。
- 必要な建物、体育館などの補強は済んでいますか。
- 事務機器、ロッカー、書棚、薬品棚、ピアノ、コンピュータ、テレビなどの転倒、移動、落下防止の措置をしていますか。
- 窓ガラスなどの飛散防止対策(フィルムを張る)などをしていますか。
- 避難の際に妨げとなる、廊下、階段、非常口などの障害物の除去をしていますか。
- 危険物施設(ボイラー、ガスボンベ、薬品庫など)の定期点検を行っていますか。
- 防火・防災訓練(防犯扉、消火器、消火ホースなど)の整備、点検を定期的に実施していますか。
- 防災用資機材の準備・点検ができていますか。
- 避難誘導や初期消火などの訓練を普段から実施していますか。
- 校内での防災訓練(避難経路確認・消火・下校訓練など)を実施していますか。
- 地域での自主防災組織の訓練に生徒を参加させていますか。
- 市町村役場の防災担当と定期的に、連絡打合せ会議などをしていますか。
- 地元の自主防災組織などと、非常時の協力や応援などについて、話し合いを行っていますか。
- 避難地や避難所となっている学校では、非常時の住民受け入れ方法などについて市町村や自主防災組織の代表と協議していますか。
- 遠距離通学等のため学校に残留する生徒や防災担当職員のための、非常時における食料(7日分程度)、飲料水(3日分程度)、毛布などを確保していますか。
- 教育計画には地震科学、地震防災の課程が組み込まれていますか。